

愛知県後期高齢者医療広域連合条例第5号

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部
を改正する条例

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成19年広域連合条例第21号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。